

2020年4月15日

従業員各位

株式会社トゥエンティフォーセブン
取締役コーポレート本部長 下川智広

体調不良時の勤怠に関する注意事項

全国において新型コロナウイルスの感染拡大を受け、従業員のみなさまは、日々、手洗い・うがい等衛生面や健康面に細心の注意を払っていることと存じます。引き続き感染拡大に努めていただくようお願いいたします。

改めて下記のとおり体調不良時の勤怠について注意喚起を行うとともに徹底するようご対応ください。

記

1 体調不良時の禁止事項

①体調不良の場合（37.5度以上の発熱を伴う、鼻水、のどの痛み、味覚、嗅覚等普段と比べて体調に違和感を覚えた場合）は、**出勤を禁止**とします。決して無理に出勤しないでください。

②体調不良が回復した場合であっても、原則として**回復してから最低でも2週間は出勤をしない**でください。自己の判断で回復したと判断した場合、回復した日から最低でも2週間は自宅待機してください。

※所定の手続を経て、回復後自宅待機（2週間出勤しなかった）期間は、休業手当を支給します。

※なお、自宅待機期間後の出勤（在宅勤務含む）に際しては、必ず直属の上司（所属長）の許可を得てください。

2 欠勤時および自宅待機期間の勤怠システム上の取り扱いについて

①体調不良で欠勤する際の人事対応

まずは直属の上司（所属長）に必ず報告を入れて下さい。自身で回復したと判断した場合も同様に直属の上司（所属長）に報告してください。上記の休業手当の支給対象期間である「自宅待機期間（2週間）」を算定する必要があります。

②ジョブカン勤怠の処理方法

回復の報告を受けた管理職は、報告を受けた日の管理者備考欄に「自宅待機」と入力の上、ジョブカン勤怠に記録を残してください。

以上

本件に関する問い合わせ先：コーポレート本部人事総務部